

容量市場のメインオークションに向けた状況

2020年6月25日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. メインオークションの応札に向けた状況
3. メインオークション応札後の予定
4. 実需給期間に向けた対応について
5. 制度周知について

- 容量市場メインオークション実施にあたり、メインオークションの需要曲線を6月に公表した。
- また、オークションの参加に向けて、各事業者のみなさまには、電源等の登録をはじめとした事前の準備作業を進めていただいている。
- 広域機関からも、容量市場の概要や制度詳細、実務者向けの説明資料の提供、各種説明会の開催と質疑応答、動画説明ツールの提供等を行ってきたところ。
- さらに、容量市場の制度をわかりやすく解説することを主旨として、ウェブの特設サイトによる容量市場の情報発信を6月に開始した。
- 本日は、メインオークションに向けたこれまでの準備状況、応札後のスケジュール、および実需給期間に向けたシステム開発の準備の進め方について整理を行ったので、確認いただきたい。

2. メインオークションの応札に向けた状況 (需要曲線の公表)

- 容量市場メインオークション実施にあたり、広域機関は、業務規程第32条の13の規定に基づき、需要曲線の原案を策定し、国の関連審議会等の意見を踏まえ、メインオークションの需要曲線を決定することとしている。
- 第40回制度検討作業部会における審議の結果を受けて、6月3日にメインオークションの需要曲線を決定し、広域機関ウェブサイトで公表を行った。

需要曲線の策定結果

- 最新の供給計画、経済指標等に基づき需要曲線を策定した結果は以下のとおり。

- 2020年度メインオークション（実需給年度：2024年度）の需要曲線の原案は、最新の供給計画や最新の経済指標等にもとづき算定した結果、下図となった。

- 目標調達量※は1億7,747万kW、Net CONEは9,425円/kW・年
- 上限価格は14,138円/kW・年、上限価格における調達量は1億7,653万kW
調達価格ゼロにおける調達量は1億8,212万kW

※目標調達量は、FIT電源等の期待容量の合計を含む



第40回制度検討
作業部会資料より

<広域機関ウェブサイト>



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

ENHANCED BY Google

会員専用

会員情報管理システム

会員専用

広域機関システム

会員専用

スイッチング支援システム

容量市場

容量市場システム

ホーム

広域機関とは

広域機関システム
計画提出

スイッチング
30分電力量

需要想定
供給計画

広域系統長期方針
整備計画

系統アクセス

容量市場・
発電設備等の
情報掲示板

トップ > 容量市場・発電設備等の情報掲示板 > 容量市場 > お知らせ > 2020年度 > 容量市場 2020年度メインオークションにおける需要曲線の公表について

更新日：2020年6月3日

容量市場 2020年度メインオークションにおける需要曲線の公表について

本機関は、業務規程32条の13の規定に基づき、2020年度メインオークションにおける需要曲線を決定しましたのでお知らせいたします。また、「需要曲線作成要領」についても策定しましたので併せてご確認ください。

- 容量市場 [2020年度メインオークション需要曲線 \(対象実需給年度:2024年度\)](#) (501KB)
- 容量市場 [2020年度メインオークション需要曲線作成要領 \(対象実需給年度:2024年度\)](#) (570KB)

参考 業務規程

(メインオークション需要曲線の策定及び公表)

第32条の13 本機関は、メインオークション需要曲線の原案を策定する。

2 本機関は、前項で策定した原案を国が関連する審議会等（以下「国の関連審議会等」という。）に提出し、その意見を求める。

3 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、メインオークション需要曲線を決定する。

4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項で決定したメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

2. メインオークションの応札に向けた状況 (北海道エリアにおける稀頻度リスク対応)

- 第40回制度検討作業部会において、北海道エリアにおける稀頻度リスク対応について検討された。
- 容量市場においては、全国単一市場で供給力の調達を行うことと整理された。
- なお、北海道エリアの必要供給力は、今回のメインオークションの結果を踏まえて、国の審議会においてフォローアップしていくこととしている。

北海道エリアにおける稀頻度リスク対応について

- これまで北海道エリアの冬期需給検証では、北海道胆振東部地震を踏まえて、厳寒H1需要の発生と154万kWの供給力減少が同時に発生した場合であっても、H1需要×103%の供給力が確保されることを確認してきた（北海道エリアにおける稀頻度リスクへの対応）。
- 今後、全国単一市場で供給力の調達を行う容量市場では、連系線制約の範囲内において全エリアを一つのエリアとみなし、効率的な電源から確保していく。具体的には、過去の実績等に基づき、気温影響による需要の変動、太陽光発電の出力変動、連系線の制約などを踏まえ、年間停電量が全エリア同じ（同一の供給信頼度）になるように供給力を確保する。
- 容量市場は年間を通じた供給力を確保する仕組みである一方、北海道エリアの稀頻度リスクへの対応は、冬季の供給信頼度を向上させるためのものである。
- 容量市場で確保される供給力は、需要曲線の形状が下に凸型の右肩下がりであることから、約定価格によって調達量が決まる仕組みであることや、実需給年度(2024年度)までの間に需要変動等の不確実性も存在するため、北海道エリアの必要供給力はオークションの結果を踏まえて、必要に応じて適切な追加調達方法の検討も含めて、フォローアップしていくこととしてはどうか。

第40回制度検討
作業部会資料より

2. メインオークションの応札に向けた状況 (事業者向け実務説明会、各地域での説明会)

- これまで、広域機関では制度の概要や詳細説明会を開催を行ってきた（約1,300名参加）。
- 参加登録や電源等登録、期待容量の登録などの最初のステップでは、マニュアルの提供だけでなく、実務者向けの説明会を開催し、具体的な登録実務について説明を行った（約400名参加）。

<説明会の開催状況>

容量市場スペシャルサイトより

説明会	開催日	会場
制度概要説明会	2019年3月1日	日本橋公会堂
	2019年6月27日	広域機関
	2019年7月19日	"
	2019年7月30日	"
	2019年8月7日	"
	2019年8月27日	日本橋公会堂
	2019年8月29日	広域機関
	2019年9月27日	"
	2019年10月9日	"
	2019年10月17日	"
	2020年2月21日	中国経済産業局
制度詳細説明会	2019年10月28日	広域機関
	2019年10月30日	"
	2019年10月31日	"
	2019年11月1日	"
	2019年11月25日	"
	2019年11月26日	"
容量市場実務説明会 (事業者情報・電源等情報)	2020年2月18日	広域機関
	2020年2月20日	"
	2020年2月21日	"

各地域の経産局開催

※北海道、東北、中部、近畿、九州も予定していたが開催中止

実務者説明会
3日間 計9回開催

<各地域での説明会の様子>

新たな取り組みとして各地域での説明会を実施しました。広島では、中国経済産業局主催のセミナーにおいても容量市場を中心とした内容で講演や意見交換をおこないました。新型コロナウイルス感染症の影響で、北海道や東北、中部、近畿、九州などでの開催は中止しましたが、引き続き、全国各地域での説明会などおこないながら、皆さまとの情報交換をさせていただきたいと考えています。



中国経済産業局にて（2020年2月）



2. メインオークションの応札に向けた状況 (応札準備)

- 容量市場のメインオークション応札に向けて、各事業者のみなさまは、事業者情報や電源等情報、および期待容量に係る手続き等を進めてきたところ。
- 広域機関は、登録や手続きのステップ毎のマニュアルを提供しつつ、登録に関する問合せ窓口を設置して、各事業者の登録申請を支援してきた。また、登録を進めていただいている状況を踏まえながら、必要に応じて登録の受付期間の延長も実施してきた。
- 6月25日現在、期待容量の登録受付が完了しているところ。
- 引き続き、各事業者のみなさまには、応札の準備を進めていただいている。

<容量市場実務説明会の様子>

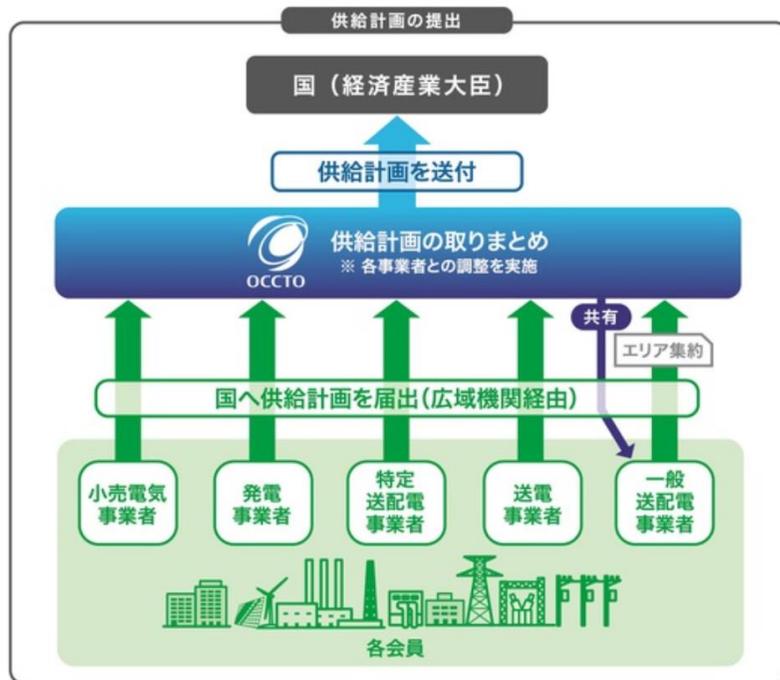
容量市場スペシャルサイトより



2. メインオークションの応札に向けた状況 (供給計画との関係 (1/2))

- 容量市場で落札した電源等は、4年後の安定供給に必要となる供給力・調整力を確実に確保するという容量市場の制度趣旨に鑑み、供給計画に計上できる見込みがない電源のオークションの参加は適当でないことから、募集要綱において、供給計画に計上することと示している。
- 供給計画は、今後10年間の需給見通し、発電所の開発や送電網の整備等をまとめた計画であり、電気事業法に基づきすべての電気事業者は国に届け出る義務がある。
- また、広域機関は、供給計画を取りまとめることにより、短期から中長期までの全国・供給エリアの需給バランスを一元的に把握・評価を行っている。

<供給計画提出の流れ>



<電気事業法>

(供給計画)

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

...

5 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないとき、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

2. メインオークションの応札に向けた状況 (供給計画との関係 (2/2))

- メインオークションの応札の実施にあたり、広域機関は、資源エネルギー庁より供給計画との関係についての通知を受けた。
- 広域機関は通知内容を踏まえ、応札終了後、応札情報と供給計画の関係について確認を行うこととする。
- 供給計画への計上が不明な電源の応札があった場合は国と相談し、必要に応じて事業者の説明を求めることとする。
- 以上の対応を基に、適切な供給力の提供が見込まれる電源を落札対象とする。
- なお、次回のオークションに向けて、通知の内容を踏まえ、募集要綱への反映について検討を行っていくこととしたい。

<2020年6月16日付 通知内容>

容量市場の運用と供給計画との関係について

容量市場については、本年7月にメインオークションの実施が予定されており、その募集要綱の中で、「落札した電源等は、原則として供給計画に計上していただきます。」とされているところであるが、4年後の安定供給に必要な供給力・調整力を確実に確保するという容量市場の制度趣旨に鑑み、落札した電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除き、一定期間内（契約手続期限（本年10月末）の段階まで）に供給計画に計上できる見込みがない電源については、メインオークションにおいて、入札・落札対象としないことが適当である。

このような考え方に沿って、遅滞なく適切に制度を運用されたい。また、該当すると考えられる電源がある場合は、資源エネルギー庁まで速やかに相談されたい。

3. メインオークション応札後の予定 (スケジュール)

- メインオークションの応札期間は、7月1日～7月7日を予定している。
- メインオークションの約定結果の公表期日は、募集要綱において8月末と示している。
- 約定結果は、広域機関の業務規程第32条の18の規定にもとづき、広域機関のウェブサイトにおいて、約定総容量、約定価格、約定総額等について公表を行う。
- また、容量確保契約の締結結果を踏まえた集計・公表とシナリオ分析については、第16回、第18回、第20回容量市場検討会の整理にもとづいて行うこととし、公表の時期については、11月を予定している。



第21回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

約定結果の公表 (8月)

契約締結の集計・公表
(11月)

3. メインオークション応札後の予定

(容量確保契約の締結結果を踏まえた集計・公表、分析)

- 容量確保契約の締結結果を踏まえた集計・公表や分析（検証レビュー）については、その内容について、これまで3回にわたり容量市場検討会で検討・整理を行ってきた。
- 契約結果の集計・公表を行う集計対象（項目）は、米国PJMの独立監視機関である Monitoring Analyticsの検証レポートを参考としながら、第20回容量市場検討会において検討を行い、集計対象と集計方法について整理している。
- また、分析については、第16回容量市場検討会において検討を行い、容量オークションに対してルール等が与える影響を把握するために感度分析を行うことと整理し、シナリオ分析内容を整理している。
- なお、第18回容量市場検討会において、検証レビューについては、容量市場検討会で示すことを整理しており、今後、当検討会の議題として予定する。

- 集計対象は、応札容量と落札容量、供給曲線の形状、落札されなかった電源の期待容量等を整理し、公開は、個社情報の特定に至らないよう3社以上のデータで構成等を行うこととしている。

<集計・公表の集計対象項目や集計方法等>

第20回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

集計対象	エリア分類	仕分け	備考	ページ
電源等の応札容量	全国大 および 市場分断エリア毎	参加登録区分別	参加登録区分 ：安定電源、発動指令電源、変動電源	4-1
応札容量の前年からの変化	市場分断エリア毎	参加登録区分別		4-2
応札容量と落札容量	市場分断エリア毎	参加登録区分別		4-3
落札されなかった電源の期待容量	全国大	発電種別 かつ、経年数毎	DR、再エネは対象外とする	4-4
応札容量 (大規模な発電事業者)	全国大	事業者別	非公表とする	4-5
オークションで確保した供給予備力	全国大 および 市場分断エリア毎	-		4-6
容量拠出金	市場分断エリア毎	-	個別エリア毎のH3需要想定も併記する	4-8
地域間連系線の運用容量	市場分断エリア毎	-		4-9
想定需要	全国大	メインオークション・ 追加オークション		4-10
応札価格 (加重平均)	市場分断エリア毎	参加登録区分別		4-11
応札価格 (分布)	全国大	参加登録区分別		4-12
応札容量 (応札価格が一定額以上)	全国大	参加登録区分別 かつ 発電種別	応札価格が一定額以上の範囲を集計・公表する (供給曲線が急峻に立ち上がった以降の範囲)	4-13
需要曲線と供給曲線	全国大	-	供給曲線はスムージング処理する。 約定処理の状況を説明する。	4-14

※ いずれのデータも、公表の際は個社情報の特定に至らないように、3社以上のデータで構成されるよう集計する。

■ シナリオ分析は、以下を行うこととしている。

※シナリオ分析は約定価格の想定や分析を行うことはできない。

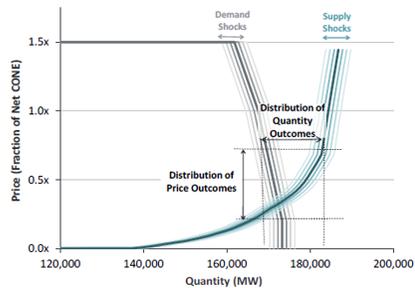
- 地域間連系線の運用容量が変化した場合の影響 (連系線増強の有無の比較等)
- 想定需要が異なる場合の影響
- 再エネ電源の想定供給力が異なる場合の影響
- 発動指令電源 (DR・アグリゲート電源) の応札有・無による影響
- 発動指令電源 (DR・アグリゲート電源) の落札容量上限の設定による影響
- 上限価格を変化させた場合の影響

第16回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

6. シミュレーションによる評価について (2) 需要曲線シミュレーションの目的

49

- 需要曲線シミュレーションは、需要曲線の形状 (上限価格、屈曲点、0円調達量の座標) による、価格のボラティリティや、信頼度の達成状況という約定結果の傾向を分析するために行う。
- 具体的には、信頼度はEUEの平均値や、分布、ボラティリティ (標準偏差) を分析する。価格は、分布、ボラティリティが分析対象となる。
- なお、均衡状態 (約定価格の期待値がNet CONEに一致する電源量の状態) でのシミュレーションであり、約定価格の想定や分析を行うことはできない。



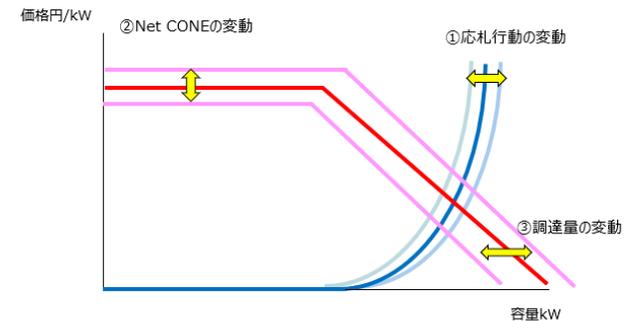
The Brattle Group, "Third Triennial Review of PJM's Variable Resource Requirement Curve" より

入力データ	出力結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要曲線の形状 (価格上限、屈曲点、0円調達量の各点) ・ 需要曲線、供給曲線の変動 ・ 目標調達量 ・ Net CONE 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格の標準偏差 ・ 信頼度の分布 (平均値、標準偏差、分布)

6. シミュレーションによる評価について (3) 計算の考え方

50

- 事業者の応札行動、市場管理者の需要想定やNet CONE算定等の不確定性を、供給曲線や需要曲線の変動として模擬を行い、確率計算を行い、約定結果の分析を行う。
具体的には、以下の変化が現れるため、それらをシミュレーションで模擬する。
- ① 事業者の応札行動は、事業環境の些細な変化で応札量や応札価格が変わり、供給曲線の形状の変化として現れる。
- ② Net CONEは経済指標や市場状態等の変動によって変わり、需要曲線の価格 (縦幅) の変動として現れる。
- ③ 目標調達量の基となる需要想定は、気象条件等により変わり、需要曲線の調達量 (横幅) の変動として現れる。



3. メインオークション応札後の予定 (市場支配力の監視と包括的な検証)

- 市場支配力の監視については、第38回制度検討作業部会において、売り惜しみに対する監視の在り方、および価格つり上げに対する監視の在り方について整理を行った。
- 電力・ガス取引監視等委員会が監視を行うにあたり、市場管理者である広域機関は、容量市場オークションに関する電源や期待容量の登録情報、応札、約定等の情報を提供することとしている。
- また、広域機関は供給計画のとりまとめを担務しており、供給計画との整合の視点からも必要に応じて確認を行う。
- さらに、広域機関では、集計や分析した情報を踏まえつつ、一定期間毎に包括的な検証を行うこととしており、当検討会においても検討を行っていく。

第38回制度検討
作業部会資料より

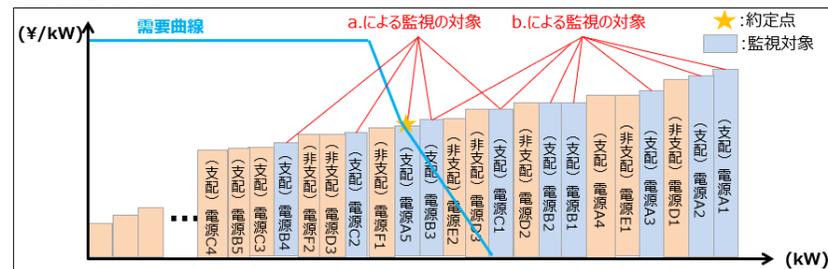
論点②行為一売り惜しみに対する監視の在り方

- 売り惜しみに対する監視方法は、入札結果を踏まえて、市場支配的事業者の有する電源のうち容量市場に参加しなかった電源について、その理由の説明を求めることとしてはどうか。具体的には、市場支配的事業者には、入札結果後に、容量市場に応札した電源と応札しなかった電源の説明を求め、応札しなかった電源については、当該理由の説明を求めるとともに、その根拠となる資料の提出を求めることとしてはどうか。
- 加えて、リクワイアメントを達成するために、運用上のリスク等を考慮して期待容量を下回る容量で入札することなども想定されるため、まずは、過去3カ年の稼働実績を下回る容量で入札する場合には、当該理由（リクワイアメントを達成するための運用上のリスクの考慮等）の説明を求めつつ、その実態を踏まえて、売り惜しみとの関係を整理してはどうか。
- なお、監視の主体は、電力・ガス取引監視等委員会が行うこととしてはどうか。

論点②行為一価格のつり上げに対する監視の在り方

- 価格のつり上げに対する監視は、約定結果を踏まえて、市場支配的事業者の入札電源のうち、以下の電源を対象として実施することとしてはどうか。
 - 約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ
※市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する
 - 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で入札した電源から3電源ずつ
※ただし、約定価格以上で入札された電源に限る
 - その他、監視主体が任意に抽出した電源
※ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があると判断した場合に限る
- 監視対象の電源については、入札価格の算定方法及び算定根拠についての説明を求めるとしてはどうか。
- なお、監視の主体は、電力・ガス取引監視等委員会が行うこととしてはどうか。

監視対象となる電源



4. 実需給期間に向けた対応について (精算フローの約款反映)

- 容量確保契約書の約款において、容量拠出金・容量確保契約金額の精算フローについては、「実需給Xヶ月後」といった記載の仕方をしている。
- 当該精算フローについては、第23回容量市場検討会において整理を行ったため、今後、約款への反映を行う。具体的には、「実需給Xヶ月後」の部分を「実需給後5か月」とする。

5. 容量拠出金や容量確保金額の精算フローについて

10

第23回容量市場の
在り方等に関する検
討会資料より

- 容量拠出金と容量確保契約金額の請求・支払は、実績等を踏まえた算定やアセスメントを踏まえた支払額の算定が行われる。請求や支払はいずれも市場管理者を通じて受け渡しが行われる。
- 容量確保契約金額の支払いは、発電事業者等のキャッシュフローの負担を鑑みることとしていることから、年度末等にまとめて支払うのではなく、容量拠出金の毎月の入金をもとに、毎月支払いを行うこととしてはどうか。
- この場合、小売電気事業者等への請求は対象月の3か月後、発電事業者等への支払は対象月の5ヶ月後となる。
 - ▶ 例えば、4月を対象月とする場合、容量拠出金は7月に小売電気事業者等へ請求を行い、容量確保契約金額は9月に発電事業者等に支払を行う。
- なお、発電事業者等のアセスメントについては、内容により事業者からの報告が必要な場合もあり、容量確保契約の支払金額の確定にあたっては、発電事業者等にとっても一定の対応期間が必要となる。

<請求・支払のスケジュールのイメージ>



4. 実需給期間に向けた対応について (ERABガイドラインとの関係性)

- 第12回エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会（ERAB検討会）において、DRのベースラインに関する新たな整理が行われ、2020年6月1日付でERABガイドラインが改定された。
- 容量市場においては、2019年4月1日付ERABガイドラインの内容を参考に、ベースラインの算定方法を2020年度メインオークションの募集要綱に反映し、パブリックコメント等により各事業者の意見確認や内容の周知を実施している。
- したがって、今回の2020年6月1日付のERABガイドラインの改定内容については、2020年度メインオークション募集要綱に反映はされないが、次年度以降の募集要綱については、必要に応じて検討を行っていくこととしたい。

標準ベースラインにおける当日調整の改定案（まとめ）

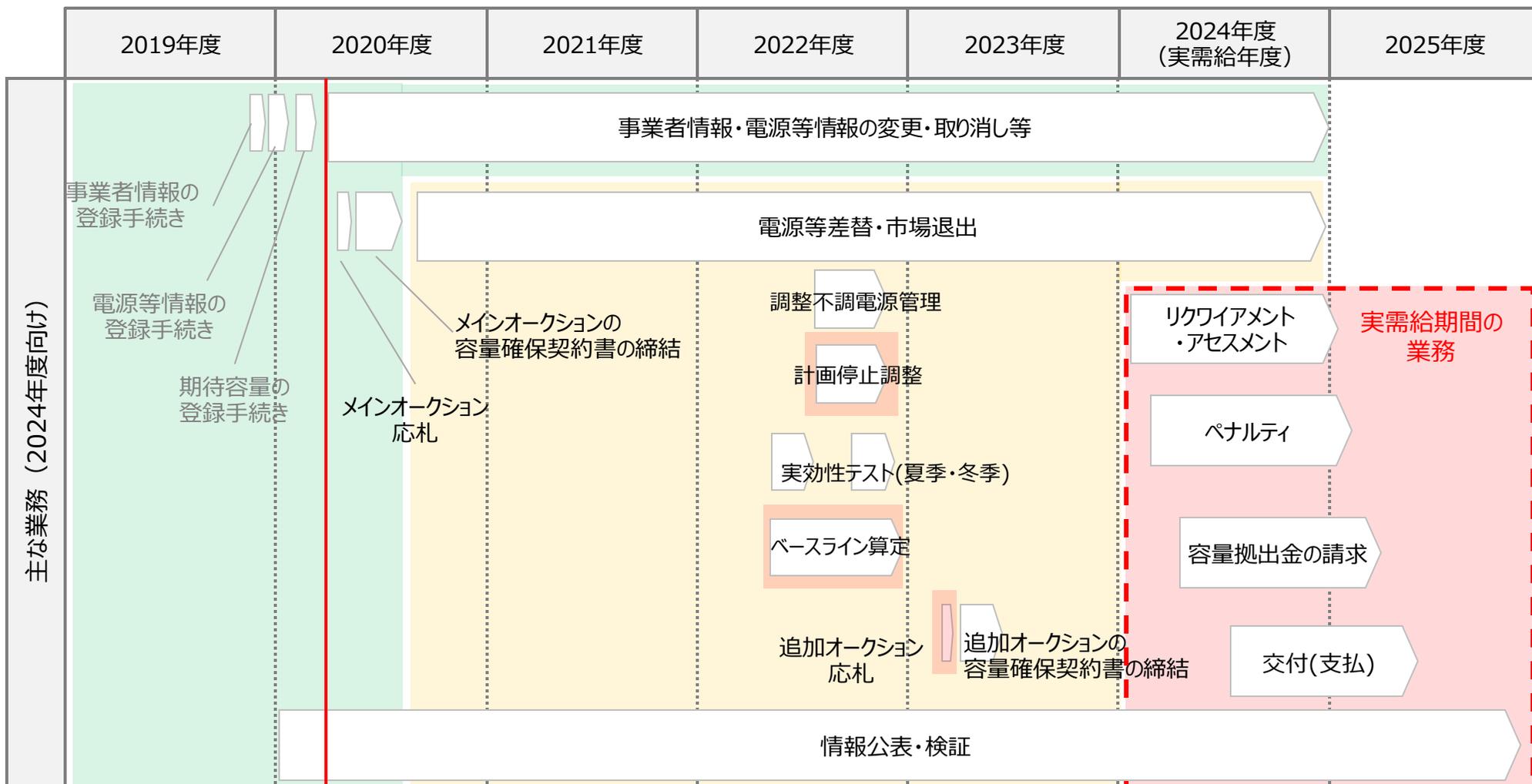
- 現行のERABガイドライン（2019年4月改定版）の規定では、当日調整の対象時間はDR発動時間に近い方が当日調整の効果が大きいと考えられることから、当日調整の対象時間を「4時間前から1時間前までの30分単位の6コマ」を対象としていた。
- 一方で、標準ベースラインの当日調整の対象時間を、全ての類型において「5時間前から2時間前までの30分単位の6コマ」に統一すると、以下のようなメリットがある。
 - 現行のガイドラインの規定では、DR指令を受けてから発動開始までに余裕があり、この間に需要量を増やした場合、ベースラインを意図的に大きくすることができてしまうが、「4時間前から1時間前までの30分単位の6コマ」に比べると意図的に需要量を大きくする時間が限られる。
 - ベースライン算定方法が統一され、DR事業者が需要家とDR契約を協議する際の説明が容易となる。
 - 需要家に早めにベースラインを通知できる。
- 以上を踏まえて、標準ベースラインの当日調整の方法を、全ての類型において「5時間前から2時間前までの30分単位の6コマ」としてはどうか。
- なお、今後、上記のようなベースラインの意図的な調整の懸念がある場合には、一般送配電事業者による検証や事業者へのヒアリング等を通じ、実態の確認をしていくこととしてはどうか。

第12回エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会資料より

4. 実需給期間に向けた対応について

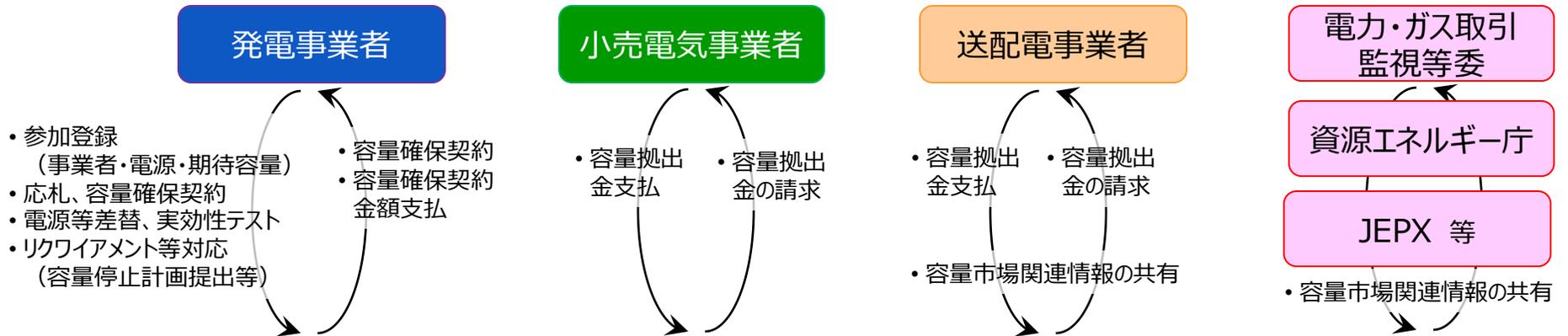
(システム開発の今後のスケジュール再整理 (2024年度に向けて))

- 容量市場のシステム開発については、これまでに参加登録や応札に必要な業務のシステム対応を行い(緑)、現在、実需給期間前までに必要な業務のシステム対応を進めている(黄)。
- さらに、今後、実需給期間の業務フローを踏まえたシステム開発(赤)を予定している。



4. 実需給期間に向けた対応について (容量市場に係るシステム関連の全体イメージ)

- 容量市場では、非常に多くのステークホルダーのみなさまと様々な情報のやり取りを行うことになる。
- 上記を踏まえつつ、実需給期間の業務に関するシステム開発 (赤) について、次回以降、システム化に向けた考え方について議論をお願いしたい。



広域機関

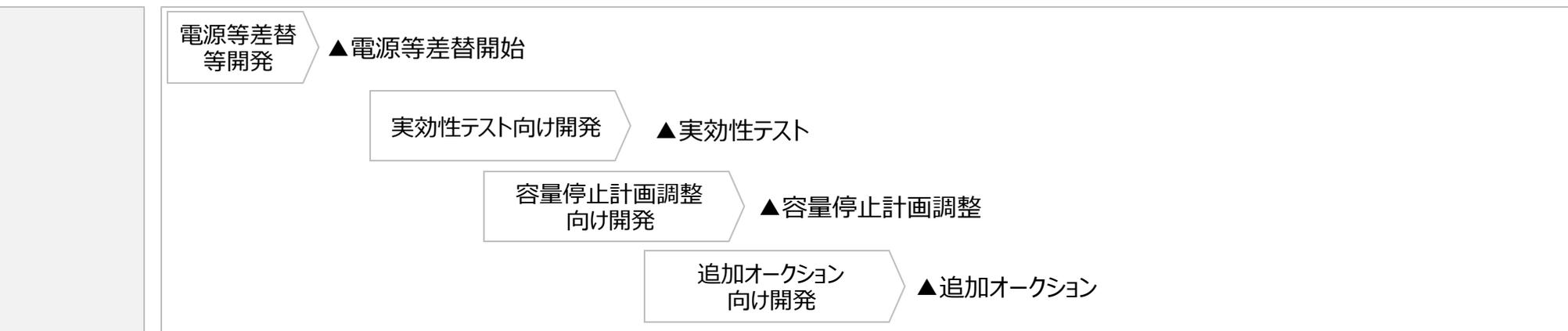
(※カッコ内は利用開始時期)

<ul style="list-style-type: none"> 事業者情報、電源等情報登録機能 情報公表機能 (2020年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 期待容量登録機能 オークション管理機能 応札登録機能 契約管理機能 (2020年5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 実効性テスト管理機能 電源等差替管理機能 調整不調電源管理機能 (2020年11月) 	<h3 style="text-align: center; color: red;">＜実需給期間の業務＞</h3> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集機能 アセスメント機能 請求額算定機能 交付額算定機能 債権債務管理機能 出納、仕訳機能 各種明細作成機能 (2024年度) 	
<ul style="list-style-type: none"> 必要予備力算定 (2020年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> メインオークション約定処理 (2020年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ベースライン算定機能 容量停止計画調整機能 (2021年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 追加オークション約定処理 (2023年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 各種検証・分析 容量市場関連情報共有 (必要都度)

4. 実需給期間に向けた対応について (システム開発の今後のスケジュール再整理 (2024年度に向けて))

- システム開発のスケジュールは、開発方針の検討後に、意見募集、RFPの順で進めることを考えている。
- 実需給期間の業務については、業務フローに対する意見も伺いながら、計画的に取り組んでいく。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (実需給年度)	2025年度
--------	--------	--------	--------	-------------------	--------



5. 制度周知について (容量市場スペシャルサイトの提供開始)

- 容量市場の開始にあたり、容量市場の制度について、各事業者や需要家、関係する方々に理解を深めていただくため、容量市場のウェブサイト特設ページ（容量市場スペシャルサイト）を6月10日に開設した。
- 容量市場スペシャルサイトは、様々な立場の方がアクセスすることを想定して、情報の種類によって入り口を分けた仕組みや、SNSによる発信を行っている。
 - 容量市場の仕組みの解説、小売電気事業者向け情報、容量提供事業者向け情報、オークション情報など
- 容量市場スペシャルサイトでは、これまでの説明資料や申請資料を掲載した広域機関ウェブサイトにもリンクで接続して利便性を高めており、引き続き、容量市場に関する情報提供と周知を行っていく。

<ウェブサイトのイメージ>



<SNSを活用した発信のイメージ>

